

＜にっしん＞事業者向けインターネットバンキングサービス利用規定

第1条 ＜にっしん＞事業者向けインターネットバンキングサービスの申込

1. ＜にっしん＞事業者向けインターネットバンキングサービス

＜にっしん＞事業者向けインターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替の各データの伝送、税金・各種料金の払込その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

- （1）本サービスの利用を申込されるお客様（以下「利用申込者」といいます）は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「＜にっしん＞事業者向けインターネットバンキングサービス申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入して当金庫に提出するものとします。
- （2）当金庫は、申込書の記入内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は契約者ID（利用者番号）および「確認用（ワンタイム）パスワード」を記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与します。
- （3）当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱いましたうえは、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （4）利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）、各種暗証番号または電子証明書書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 利用資格者

- （1）ご契約先は、本サービスの申込に際してご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます）を申込書により届け出るものとします。
- （2）管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。
- （3）ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きによりすみやかに届け出るものとします。当金庫は、変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （4）管理者は、利用者の追加・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きによりすみやかに届け出るものとします。当金庫は、当金庫内での変更処理が完了するまでの間、利用者の追加・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （5）本サービスの利用資格者は、管理者および利用者となります。

4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

5. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限りです。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

6. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

7. 代表口座

ご契約先は、当金庫本店に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます）として申込書により届け出るものとします。

8. 手数料等

- （1）本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいただきます。
- （2）当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、定期性総合口座取引規定および一般当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、代表口座から当金庫所定の日に自動的に引き落とします。振替日に振替ができなかった場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。
- （3）当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
- （4）ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を前（2）と同様の方法でお支払いいただきます。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前（2）と同様の方法により引き落とします。
- （5）契約期間の途中で解約の申し出があった場合、解約申出日が月の10日以降であれば1ヶ月分の利用手数料が発生し、前（2）と同様の方法もしくは、現金にてお支払いいただきます。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

- （1）お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

① 管理者向け番号等

- ・電子証明書
- ・契約者ID（利用者番号）
- ・確認用（ワンタイム）パスワード
- ・ご契約先登録用暗証番号
- ・ご契約先暗証番号
- ・ご契約先確認暗証番号

② 利用者向け番号等

- ・電子証明書
- ・契約者ID（利用者番号）
- ・利用者ID

- ・利用者暗証番号
- ・利用者確認暗証番号（または、利用者ワнтаイムパスワード）

(2) 当金庫は、電子証明書および各種暗証番号により、ご契約先本人の確認を行うものとします。

2. 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、ご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通じて）発行します。

3. ご契約先暗証番号等の登録

- (1) ご契約先登録用暗証番号は、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届け出るものとします。
- (2) 管理者は、本サービスのご利用開始前に、端末によりご契約先暗証番号およびご契約先確認暗証番号を所定の方法により登録します。
- (3) ご契約先登録用暗証番号、ご契約先暗証番号、ご契約先確認暗証番号は、生（設立）年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号は使用しないでください。
- (4) 電子証明書は、前（1）（2）に加えて、本サービスのご利用開始前に、所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

4. 利用者暗証番号等の登録

- (1) 管理者は、端末により利用者の利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等を所定の方法により登録します。なお、利用者ワнтаイムパスワードの登録は、ご契約先の任意とします。
- (2) 利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号は、生（設立）年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号は使用しないでください。
- (3) 電子証明書は、前（1）に加えて、本サービスのご利用開始前に、所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

5. 本人確認手続き

- (1) 本サービスにおける管理者の本人確認方法は、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、ご契約先暗証番号、確認用（ワнтаイム）パスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- (2) 第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等の登録（端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号および利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- (3) 当金庫は、前（1）（2）に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ① ご契約先の有効な意思による申込であること。
 - ② 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (4) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
ただし、契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等または電子証明書の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のご契約先は、第13条の定めに従い補償を請求できるものとします。

6. 電子証明書の有効期間および更新

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- (2) 前（1）による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができません。
- (3) 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

7. 電子証明書の取扱い

- (1) 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- (2) 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続を行ってください。
- (3) 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- (4) 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- (5) 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
 - ① 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
 - ② 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - ③ 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、第13条に定める場合を除き、責任を負いません。

8. お客様カードの取扱い

- (1) お客様カードは、管理者が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合、すみやかにお客様カードを当金庫に返却するものとします。
- (2) ご契約先がお客様カードを紛失・盗難などで喪失した場合には、取引の安全性を確保するため、すみやかに当金庫へ電話等で連絡のうえ、ご契約先から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
この届出に対し、ご契約先から当金庫は所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。
当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、責任を負いません。
なお、お客様カードの再発行の依頼は、当金庫所定の書面により行うものとします。

9. 暗証番号等の管理

- (1) 各種暗証番号は、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、各種暗証番号は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続を行ってください。
- (2) 各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。
- (3) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数、連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- (4) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数、連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止しますので、当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます）を、申込書により当金庫に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座に限ります。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。
- (6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたらうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了した後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

- (1) 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。
- (2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まですみやかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 資金移動取引

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご契約先の指定する金額を引き落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一本支店内でかつ同一名義の場合は「振替」として取り扱います。
- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定、定期性総合口座取引規定および一般当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (5) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、別途、当金庫所定の組戻手続きにより処理します。
- (6) ご契約先が登録している入金指定口座につき、合併等による金融機関名、支店名の変更が生じた場合、その入金指定口座の情報をご契約先が端末により変更してください。

2. 取引の不成立

以下の場合は、ご契約先からの依頼に基づく取引は不成立となります。また、この場合は、当金庫はご契約先に対して特に通知しませんので、次項の定めに従ってご契約先自身で取引の成否を確認してください。この取扱いにより、当金庫に手数料、費用等の損害が生じた場合にはすべてご契約先の負担とします。また、この取扱いにより、ご契約先に損害が生じた場合であっても、当金庫の責に帰すべき場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

- (1) 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
- (2) 支払指定口座が解約済のとき。
- (3) ご契約先から支払指定口座について支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- (4) 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- (5) 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (6) その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

3. 取引内容の確認

資金移動の取引後は、ご契約先は本サービスの口座情報の照会で、必ず取引内容を確認してください。資金移動予約の場合は、予約取引後に口座情報の照会で必ず取引内容を確認し、資金移動日当日に資金移動予約照会に基づき取引の成否を必ず確認してください。また、適宜、入出金明細照会または支払指定口座が普通預金の場合は普通預金通帳への記入により取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に疑義がある場合、直ちにその旨を当金庫に連絡してください。

4. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を指定日とします。

ただし、振込・振替依頼日当日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が当金庫あるいは金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

5. 依頼内容の変更・組戻し

- (1) 振込において、指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①および②の訂正の手続により取り扱える場合があります。ただし、振込先の金融機関・本支店名または振込金額を変更する場合には、本項（2）に規定する組戻し手続きによります。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座の届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱える場合があります。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座の届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。
現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書を届出印により記名押印のうえ、提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前(1)(2)の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則訂正または組戻しはできません。
この場合には、ご契約先と受取人との間で協議してください
 - (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
 - (6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻し手続きを行った場合、本条1項(1)の振込手数料および消費税は返還しません。
 - (7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税を本条1項(4)と同様の方法によりお支払いいただきます。
6. ご利用限度額
- (1) 当金庫は、振込・振替それぞれについて1件あたりの上限金額、1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
 - (2) ご契約先は、振込・振替それぞれについて、前号に基づき定められた1件あたりの上限金額および1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができます。
 - (3) 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 照会サービス

1. 取引の内容

ご契約先の指定するサービス利用口座について、残高、入出金明細等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限りです。

2. 照会後の取消し、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫が照会サービスについて一般的に利用される回数を超えて不必要に照会サービスを利用されたと判断したときは、その不必要と判断した照会サービスに対して生じた実費相当額の手数料及び消費税をいただき、本契約を解約することとします。

本項にもとづき生じる手数料および消費税は、普通預金規定、定期性総合口座取引規定および一般当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに代表口座より引き落とします。

また、本契約は、当金庫が解約の通知を届出住所あてに発信したときに、ご契約先への通知の到達いかんにかかわらず通知が到達したのものとして解約します。

第6条 データ伝送サービス

1. サービスの定義

(1) データ伝送サービス(以下「データ伝送」といいます)とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ(以下「伝送データ」といいます)を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

(2) データ伝送が可能な伝送データの種類の、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

2. 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替に係る取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した口座を有する当金庫本支店とします。

3. 取扱方法

(1) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。

(2) データ伝送の、取扱期限、伝送データの仕様等については、当金庫が定める方法によります。

(3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額及び当金庫所定の振込手数料および消費税(以下「振込資金等」といいます)は、当金庫所定の日時までに申込書で指定された口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、定期性総合口座取引規定、一般当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

(4) 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、直ちに当金庫に再送を行ってください。

(5) 当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

4. ご利用限度額

(1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送1回あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

(2) ご契約先は前号のそれぞれのデータ伝送種類毎に、前号に基づき定められた伝送1回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。

(3) 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第7条 税金・各種料金払込みサービス

1. 取引の内容

(1) 税金・各種料金払込みサービス(以下「料金払込みサービス」といいます)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。

(2) 料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりの上限限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に通知することなく変更する場合があります。

(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条における振込と同様の取扱いとします。

(4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。

(5) 当金庫は、ご契約先に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。

(6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。

(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消し等

(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。

(2) 収納機関から依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。

(3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第8条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により届け出るものとします。また、ご契約先が、当金庫へ届出したメールアドレスを変更した際は、直ちに所定の方法で変更手続きを行う

ものとして扱います。

この届出や変更手続の前に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第9条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第10条 ご契約先に関する情報の取扱い

当金庫とご契約先との取引に関する情報及び本サービスの申込の際にご提供いただいた情報（氏名、住所、設立（生）年月日等の情報）は、当金庫と本サービスを運営する（株）しんきん情報システムセンターとで共有させていただきます。

第11条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第12条 免責事項等

1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （1）災害・事変、裁判所等の公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき。
- （2）当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- （3）当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. 郵送上の事故

当金庫が発行したお客様カードが郵送上の事故等、当金庫の責めによらない事由により、第三者がお客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）または「確認用（ワнтаイム）パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第13条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. 補償の要件

契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- （1）ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に遅滞なくご通知いただいていること。
- （2）当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- （3）ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. 適用の制限

前2項の定めは、契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等または電子証明書が盗取等された日（盗取等された日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に第1項に係る当金庫への通知が行われた場合、または契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等または電子証明書の盗取等に通常の注意義務をもってするならば気づくべき時点において気づかなかつた結果、第1項に係る当金庫への通知が遅れた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- （1）不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または使用人によって行われた場合。
 - ② ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- （2）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

5. 損害賠償等がされた場合等の調整

（1）当金庫が第2項に定める補償を行う場合、不正な資金移動等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、お客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、お客様が不正な資金移動等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（2）当金庫が第2項により補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。

当金庫が第2項により補償を行った時は、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第14条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約いたします。

3. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約いたします。

4. サービスの強制解約

ご契約先に、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫が解約の通知書を届出住所あてに発信したときにご契約先への通知の到着のいかんにかかわらず通知が到達したのものとして解約します。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (3) 利用手数料その他の諸手数料の支払が遅延したとき。
- (4) お客様カードが郵便不着等で返戻されたとき。
- (5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となったとき。
- (6) 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更正もしくは民事再生の手続きの開始の申し立てがあったとき。
- (7) 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (9) ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (11) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

5. 解約後の処理

本契約が本条による解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、契約者 I D（利用者番号）、各種暗証番号等はすべて無効となります。

第 15 条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 16 条 規定等の適用

本規定に定めない事項については、各サービス利用口座に係る普通預金規定、貯蓄預金規定、定期性総合口座取引規定、振込規定ならびに一般当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、データ伝送による総合振込事務取扱に関する協定書、データ伝送による給与振込事務取扱に関する協定書、データ伝送による預金口座振替事務取扱に関する協定書により取り扱います。

第 17 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の当金庫所定の方法で周知するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第 18 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 19 条 機密保持

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 20 条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第 21 条 譲渡・買入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利・義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第 22 条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上

<にっしん>事業者向けインターネットバンキングサービス
ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、<にっしん>事業者向けインターネットバンキングの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。
本サービスを利用する場合は、<にっしん>事業者向けインターネットバンキングサービス利用規定第2条第4項および第5項に定める利用者ワンタイムパスワードは利用できないものとします。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、<にっしん>事業者向けインターネットバンキングを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始**1. ワンタイムパスワード生成・表示装置**

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。

(1) ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、ご契約先はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

ご契約先の管理者が、あらかじめ端末にアプリをダウンロードのうえ、当金庫所定の方法でアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、入力された「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、<にっしん>事業者向けインターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限**1. ソフトウェアトークンの ワンタイムパスワードの利用期限はありません。****2. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。**

この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難**1. ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。****2. 前項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。ご契約先は当金庫から再発行手続き完了の連絡があり次第、あらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。****3. 前項よりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。****第7条 利用料****1. 本サービスの利用手数料は無料とします。****2. 当金庫は本サービス利用料変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。****第8条 免責事項等****1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。****2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。****3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。****第9条 本サービスの解約等****1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。****2. ご契約先が当金庫との取引約定期に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。****3. 前記1. および2. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。****第10条 譲渡・質入等の禁止等**

ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、<にっしん>事業者向けインターネットバンキングサービス、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。